

安全・安心の観光地づくりのための 事業所等感染対策応援金

～ 命と経済回復の両立に向けて ～

観光課観光企画係 ☎ ②⑤ 1155

観光地鳥羽として、感染予防と地域経済の回復の両立を実現するため、感染対策や感染からの安全・安心の職場環境づくりを実施している事業所に対し、応援金を交付します。

対象者 市内の事業所で接客（市民、観光客、取引先など）を伴う事業者および企業

申請期限 9月30日（木）必着

対象内容 新型コロナウイルス感染症の予防対策

- ・感染対策費用（例：消毒液、飛散防止対策（マスク、フェイスシールド、アクリル板）、施設内抗菌加工、お客様提供感染対策ノベルティなど）
- ・安全・安心の職場環境づくり（検査費用など）

※複数種類の感染対策を実施することを条件とします

■ 交付額

基本金額				1万円
加算1	従業員数 (店舗ごとの人数)	1～49人	①	1万円
		50～99人	②	4万円
		100人以上	③	7万円
加算2	宿泊施設対象 収容人数	1～99人	④	1万円
		100～499人	⑤	4万円
		500人以上	⑥	7万円
	※ 大規模集客施設 年間集客人数	年間10万人以上	⑦	7万円

※大規模集客施設における年間10万人以上の人数の根拠は、申請する店舗単位でのレジのカウント数や入場券の購入者数などを基本とし、過大な積算とならないよう注意してください。

【例1】

飲食店で従業員が10人の場合

基本額	1万円
加算1①	+1万円
交付額 合計 2万円	

【例2】

宿泊施設で従業員56人、収容人数300人の場合

基本額	1万円
加算1②	+4万円
加算2⑤	+4万円
交付額 合計 9万円	

■ 配布物



感染予防対策実施ステッカー

店頭などで掲示いただくことが可能なステッカーを配布させていただきます（大きさ20cm×20cm）。

※令和2年度健康福祉課事業「感染予防対策応援金」において配布したステッカーと同じデザインとなります。既存のステッカーをすでに掲示し、状態が悪くなっている場合は、貼り替えていただくなどご活用ください。

感染対策応援金の申請方法

1

申請から交付までの流れ

申請書取得

ステップ 1

申請書など、必要書類を準備してください。申請書の様式は鳥羽市ホームページ（右の QR コード参照）からダウンロードが可能です。また、以下の窓口にも申請書を設置しています。



- ・市役所本庁舎 1 階・観光課、農水商工課
- ・市役所西庁舎（旧市民文化会館）1 階・市民課、3 階・コロナ関連助成金等事務相談所
- ・市保健福祉センターひだまり 2 階・健康福祉課
- ・各連絡所（坂手、加茂、鏡浦、長岡、桃取、答志、菅島、神島）
- ・鳥羽市観光協会
- ・鳥羽商工会議所



提出

ステップ 2

必要書類を準備していただき、郵送にて書類の提出をお願いします。



ステップ 3

市が申請書などの内容を確認後、応援金を交付します。交付金決定通知書と感染予防対策ステッカーなどを送付します。

引き続き、感染対策の実施をお願いします。

※感染対策の様子を確認させていただく場合があります。

※本応援金は、令和 3 年中の収入として確定申告の対象となります。

2

必要書類

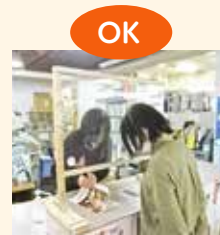
書類①「申請書兼請求書」と「誓約書」

申請額の積算根拠や該当する感染対策、振込口座などの記入をお願いします。
ホームページ内の記入例を参考にしてください。

書類② 感染対策を実施していることが確認できる写真

写真撮影時の注意は以下の通りです。

- ・写真は店舗内で予防対策を実施した部分の全景など、各店舗で対策を実施したことが確認できるように撮影してください。消毒液やマスクなどの物品のみを撮影した写真では対策の確認ができることにはなりませんので注意してください。
- ・検査などの場合は従業員へ配布・回収しているところなど、実施していることが確認できる写真をお願いします。
- ・令和 3 年 4 月 1 日以降に撮影した写真の提出をお願いします。



例：飛散防止シートと消毒液



物品のみの写真は NG

【注意】

複数店舗がある場合は店舗単位での申請となります。

書類③ 応援金の振込先が確認できる通帳のコピー

通帳表紙裏の見開きページ（口座情報を確認できるもの）のコピーをお願いします。

3

申請提出方法と書類送付先

提出方法

感染リスクを避けるため、原則、郵送でお願いします。

送付先

〒 517-0011 鳥羽市鳥羽 3-1-1
鳥羽市役所 観光課 観光企画係 宛